

## 【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

- (1) 金融検査の基本的考え方等については、「金融検査に関する基本指針（金検第369号）」（平成17年7月1日）において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該基本指針に基づいて行う。
- (2) 本マニュアルは、検査官が、預金等受入金融機関（下記（3）参照。以下、「金融機関」という。）を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される。

また、本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

チェック項目について記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互牽制が機能する組織態勢が整備されているかを検証するものとする。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関の取組状況を十分に聴取し、双方の議論を行う必要がある。

- (3) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社、証券会社等は含まないものとする。
- ・ 銀行
  - ・ 信用金庫及び信用金庫連合会
  - ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
  - ・ 労働金庫及び労働金庫連合会
  - ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
  - ・ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
  - ・ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
  - ・ 農林中央金庫
  - ・ 上記の金融機関の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本

マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。)

- ・ 外国銀行の在日支店

なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）の検査を行う際には、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、銀行業務に関しては本マニュアルに基づき、また、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）に基づき、検査を実施する必要があることに留意する。

また、金融機関とその業務に関して取引する者又は当該金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。

(4) 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役（会）設置会社である銀行を念頭において記述されている。金融機関の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。

① 金融機関が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して検証を行う。

(i) 業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。

(ii) 取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる。

(iii) 取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

(iv) 監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が指名した監査委員が委員会の権限を行使する）。

② 協同組織金融機関については、金融機関の種類に応じて適用される法令の該当条文や文言に適宜読み替えるものとする。例えば、「取締役」とあるのは「理事」に、「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事、監事会」に読み替える。また、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務づけられる場合が限定されている。

③ 担当取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。

(5) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、金融機関に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、当該金融機関の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。

(6) 本マニュアル中の用語については以下による。

- ① 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。
- ② 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織（以下「常務会等」という。）も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後の検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。
- ③ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（取締役を含む。）を表す。また、営業店等においては、営業店長及び営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）を表す。
- ④ 「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載した金融機関内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。
- ⑤ 「営業推進部門等」とは、営業に係る部門・部署・営業拠点等をいい、例えば、営業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門、をいう。
- ⑥ 「市場部門」とは、市場取引を行う部門・部署等をいう。
- ⑦ 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。
- ⑧ 「モニタリング」には、監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。
- ⑨ 「リスク・プロファイル」とは、各リスクが有する特徴を表す様々な要素により

構成されるものを総称していう。